

項 目	意見概要	意見への事業者回答要旨	委員会答申（案）
全般的事項	（委員意見） ○水質、動物・植物・生態系等の環境要素について、適切に環境影響評価項目を選定の上、調査、予測及び評価を行うこと。 （※意見の詳細は以下の個別事項に記載）	※各意見への回答は以下の個別事項に記載	○準備書以降の手続においては、以下の個別事項に留意し、必要な環境影響評価項目を選定の上、適切に環境影響の調査、予測及び評価を行うとともに、その手法と結果については前提条件や考え方も含めて正確かつ分かりやすく準備書に記載し、周辺住民等の十分な理解が得られるよう努めること。
	【京都市意見】 ○環境影響評価の調査、予測及び評価の手法については、前提条件や考え方も含めて、正確かつ分かりやすく準備書に記載すること。 ○各環境影響評価項目の京都市域に対する影響について、十分な調査、予測及び評価を行い、検討した環境保全措置を準備書に記載すること。		
	【長岡京市意見】 ○全般的事項について、環境影響評価方法書に則した内容で進めること。 ○方法書に対する意見を受けられた後、実際に如何なる方法で調査を行うか、またその結果について、その都度情報提供を行うこと。		
	（委員意見） ○施設に導入する設備の検討状況を明らかにし、それらも踏まえた上で環境保全目標の設定の考え方を明確にすること。	○メーカー各社からの技術提案（施設配置や各設備の諸元等）の内容を踏まえて環境影響評価を実施し、準備書・評価書段階で不確実性が残る事項については必要に応じて事後調査により確認を行う。	○調査、予測及び評価の実施までに定まらない施設の構造や設備の仕様、工事計画等については、各影響要因及び環境要素の区分ごとに最も環境影響が大きくなる条件を設定し、調査、予測及び評価を実施すること。また、今後の事業計画の具体化や現地調査の結果等により新たな影響要因が明らかになった場合は、必要に応じ、選定された環境影響評価項目及び手法を見直した上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
	（委員意見） ○建設時、供用時、解体時それぞれについて個別に影響の検討を行うのではなく、環境影響が最大となる状況を見込んで影響を検討すべきである。 （委員意見） ○現施設の稼働中における新施設の試運転など、環境影響が大きくなる様々な状況を想定すべきである。	○建設工事中は現施設の供用の影響に加えて、新施設の建設工事の影響が最大となる時期を考慮して予測・評価を実施する。解体工事中は新施設の供用の影響に加えて、現施設の解体工事の影響が最大となる時期を考慮して予測・評価を実施する。	

項 目	委員・市町意見概要	事業者等回答要旨	委員会答申（案）
全般的事項 （つづき）	（一般的内容として記載）		○事業計画の策定に当たっては、環境への負荷を可能な限り回避・低減することにより、周辺環境に配慮した計画となるよう十分検討すること。
大気質	（委員意見） ○GPSソンの観測自体による影響も検討すべき。他の方法で代替可能かについても検討してはどうか。 （委員意見） ○バックグラウンド濃度から現施設の影響を引いた値を併記してほしい。	○安全面に配慮された構造で広く採用されており、最適な方法であると考えている。 ○現施設が停止している期間の測定値に基づくケースを参考として設定する。	（再掲・全般的事項） ○準備書以降の手續においては、以下の個別事項に留意し、必要な環境影響評価項目を選定の上、適切に環境影響の調査、予測及び評価を行うとともに、その手法と結果については前提条件や考え方も含めて正確かつ分かりやすく準備書に記載し、周辺住民等の十分な理解が得られるよう努めること。
	【長岡京市意見】 ○大気質について、環境影響評価方法書に則した内容で進めること。		
騒音・振動	【京都市意見】 ○事業実施区域は市街化調整区域であり、騒音及び振動に係る環境基準及び規制基準の適用を受けないことから、騒音及び振動に係る評価については、予測の結果を踏まえて適切な目標値を設定のうえ行うこと。		○環境保全目標については、事業実施区域が市街化調整区域に指定されており、規制基準が設けられていないことから、調査及び予測の結果を踏まえ、適切な目標値を設定した上で評価を実施すること。
	（委員意見） ○発生源の特定に資することもあるため、低周波音・超低周波音について調査を行う際は、施設稼働時と停止時の比較を行った方がよいのではないかと。 （委員意見） ○低周波音・超低周波音について調査を行う際は、時間による変動の確認も行ったほうがよい。	○施設稼働時と停止時それぞれについて測定を実施する。 ○そのようにする。	○低周波音・超低周波音の調査に当たっては、その時間による変動に留意するとともに、施設稼働時と停止時との比較を行い、適切に発生源対策の検討を行うこと。

項 目	委員・市町意見概要	事業者等回答要旨	委員会答申（案）
水質	（委員意見） ○環境影響評価項目として一部の項目のみが選定されているが、他の建設工事中や解体工事中の影響を選定する必要はないか。	○工事中に発生する作業排水を現場内で処理することが想定される。その過程で一時的な影響を及ぼす可能性があるため、建設工事中及び解体工事中の一時的な影響として選定する方向で整理する。	○建設工事中や解体工事中も含め、工事等による一時的な影響等の影響要因を適切に選定の上、調査、予測及び評価を行うこと。
	【長岡京市意見】 ○水質について、環境影響評価方法書に則した内容で進めること。		
動物・植物 ・生態系	（委員意見） ○環境影響評価項目として一部の項目のみが選定されているが、他の建設工事中や解体工事中の影響を選定する必要はないか。	○作業排水による一時的な影響が想定されるため、建設工事中及び解体工事中の一時的な影響として選定する方向で整理する。	○建設工事中や解体工事中も含め、適切に影響要因を選定するとともに、希少な動植物の分布状況を的確に把握できる調査手法を採用すること。
	【京都市意見】 ○希少な植物の分布状況を的確に把握できる調査の手法を採用すること。 ※参考：京都市環境影響評価審査会委員意見 植物の調査について、文献データによると、水辺にある希少な植物も多く確認されているので、コドラート調査だけでなく、ラインセンサスなども行い、希少植物の場所などを把握できる調査も行った方がよい。		
	（文化財保護課意見） ○調査地域には、国指定天然記念物アユモドキ及びイタセンパラ、府登録天然記念物ギフチョウ及びハッチョウトンボの生息が確認されています。事業の実施にあたって、本種の保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化財保護法又は京都府文化財保護条例に基づく申請等が必要となります。		

項 目	委員・市町意見概要	事業者等回答要旨	委員会答申（案）
人と自然との 触れ合いの 活動の場	【京都市意見】 ○桂川など事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を把握し、活動が分断されないように適切な配慮を検討すること。		○事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を把握し、活動の継続に支障がないよう適切な配慮を検討すること。
温室効果ガス等	（一般意見） ○関係車両の走行について、アイドリングストップ等の排出量の削減につなげる運用を心がけること。 ○ごみ収集車の更新に際してはEV ごみ収集車を検討すること。	○工事請負業者へ要請する。 ○組合では収集運搬事務を所掌していないため、組合構成市町と意見を共有する。	○導入する設備の詳細等、温室効果ガス等に係る予測の諸元を最先端の技術及び知見を踏まえて設定するとともに、建設工事や施設の運営を担う民間事業者の取組並びに組合構成市町による収集運搬及び分別回収における取組を踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。
	【京都市意見】 ○温室効果ガス等については、カーボンニュートラルの実現に向けた最先端の技術及び知見を踏まえて予測の諸元を設定するとともに、その評価に当たっては、組合構成市町のプラスチックごみの削減目標も考慮すること。		
埋蔵文化財 包蔵地	（委員意見） ○新施設は既存のし尿処理施設の位置での建設とされているが、既存のし尿処理施設建設時に明らかになった埋蔵文化財の状況を示すこと。 ○新施設の設置位置及び掘削位置・深さと、既存のし尿処理施設との位置関係を明らかにすること。	○既存し尿処理施設建設時の資料については再度調査し、準備書にて結果を示す。 ○準備書においては、教育委員会から情報収集するとともに、文献調査結果と、新施設の位置、掘削範囲及び深度等の計画内容を踏まえた対応方針を示し、京都府環境影響評価専門委員会の意見も踏まえて適切に進める。	○事業実施区域は長岡京跡に含まれるため、既存施設の建設時に確認された埋蔵文化財の状況及び新施設建設時の掘削位置・深度等の計画内容を示した上で、それらを踏まえた対応方針を準備書に記載すること。
	（文化財保護課意見） ○当該対象事業実施区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地である長岡京跡が所在します。事業の実施にあたっては、当該文化財の取扱いについて京都府教育委員会及び大山崎町教育委員会と十分な協議を行ってください。なお、当該事業の実施に伴い工事中に新たに埋蔵文化財等が発見された場合には、直ちに京都府教育委員会及び大山崎町教育委員会と協議してください。		